

新堀町会細則

各種見舞金

- 第 1 項 本会の会員で次に該当する時は見舞金及び弔慰金を贈呈する。
- ・ 本会の会員の中に災害、病気、入院、入院以外の者で1ヵ月以上病床に付いて居る者。
見舞金額は金3,000円とする。
 - ・ 本会員及び家族が死亡した場合
本人弔慰金5,000円 家族弔慰金5,000円とする。
- 第 2 項 本会に特に功労があった者が死亡した場合は役員の決議を経て花輪を送る事が出来る。

附 則

- ・ 会員で本会の統制をみだし又不正の行為があった時は役員会の決議により会員の資格を失う。
- ・ 会員の中で本会の功労者、又はその家族に於て本会の為若しくは他の模範となる行為があった時は役員会の決議に依り之れを表彰する事を得。